

事業者名

「令和7年度北九州市産後ケア事業業務委託」

受託要件チェックシート

項目	項目の基準、視点	確認欄 当てはまるもの に✓を記入
1 産後ケアで実施する内容	① 産後の母体管理及び生活面の指導	
	② 乳房手当、乳房トラブルに関する相談 (乳房マッサージの方法、乳房の手入れ)	
	③ 授乳方法 (授乳間隔、授乳にかかる時間、抱き方、人工乳の足し方)	
	④ 沐浴方法	
	⑤ 発育・発達に関する相談	
	⑥ 体重・排泄の観察	
	⑦ スキンケアに関する相談・指導	
	⑧ 母の不安等に関する相談	
	⑨ 在宅での子育てに関する相談及び指導	
	⑩ その他の必要とする保健指導	
	⑪ ①～⑩の指導等は、利用者の個別性を踏まえた支援ができる。	
	⑫ ①～⑩の指導等は、育児スキルや利用後の生活のイメージが 持てる支援ができる。	
	⑬ 行政など関係機関との連携ができる。	
2医療対応	① 医療が必要となった場合は、医療機関との連携体制がある。 ※助産所の場合、記入してください。	
	② 利用者の急変時等の救急対応マニュアル等、緊急時の対応体制が整備されている。	
3事故防止等に向けた安全対策	① 事故予防を踏まえた体制があり、事故防止マニュアルがある。	
	② 医療安全管理体制が確保されている。	
	③ 損害保険等保険に加入している。	
	④ 児を預かる場合は、児のみの状況とまらない体制が確保できる。	
4苦情処理体制	苦情等の際には、誠意をもって迅速適切に対応できる。	

5 個人情報保護体制	① 個人情報を取得する時は、個人情報を利用する目的を利用者に説明し、目的の達成に必要な範囲で、適法かつ公正な手段で取得できる。	
	② 個人情報を管理するために、保管庫の施錠や立入の制限等、安全管理ができる。	
6 職員の人材育成及び健康管理	① 従事者に対し、必要研修を受講させ、資質の向上に努めている。	
	② 事業者への健康診断等の管理体制が整っている。	
7 運営	① 市民税の滞納がない。	
	② 直近の立入検査で、重大な指摘事項がない。	
8 感染予防	① 感染防止のために、人との間隔はできるだけ2m確保する。(最低でも1mで、適宜パーテーションなどで区切る。)	
	② 施設内は症状がなくても、従事者、利用者ともにマスクの着用を義務付けている。	
	③ 手洗いや手指消毒薬ができる設備(物品)がある。	
	④ 三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動を、来所者に周知できる。	
	⑤ こまめな換気を行っている。	
	⑥ 共用する物品等は、定期的に消毒している。	
	⑦ 利用する母子を、利用前後に検温できる。利用者の体調が悪い時には、利用させないように周知できる。	
9 その他	市の実施する産後ケア事業所向けの研修会に参加できる。	

宿泊型希望の場合

※宿泊型を実施する場合、記入してください

項目	項目の基準、視点	確認欄 当てはまるものに✓を記入	
10 業務実施体制	① 産後ケア事業を管理する者(事業実施責任者)がいる。		
	② 助産師、保健師又は看護師を母子3組につき1名以上配置することとし、日中は助産師1名以上配置できる。		
	③ 助産師等を24時間常駐することができる。		
	④ 責任をもってサービス提供が行える。		
11 食事提供	① 食事の提供ができる。		
	② 食品衛生に十分配慮している		
12 場所	① 個別または集団で支援を行うことができる設備を有する。アからオまでの設備を有する施設である。または、近隣の他の施設において、本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある。(イ・ウ・エについては、共有利用可)	/	
	ア 利用者の居室(個室)		
	イ カウンセリング室		

	ウ 乳児保育室	
	エ 体操等を行う多目的室	
	オ 入浴施設、沐浴指導施設の確保ができる。	
	カ アからエまでの他、事業に必要な設備	

通所型希望の場合

※通所型を実施する場合、記入してください

項目	項目の基準、視点	確認欄 当てはまるものに✓を記入
13業務実施体制	① 産後ケア事業を管理する者(事業実施責任者)がいる。	
	② 助産師、保健師又は看護師を母子3組につき1名以上配置することとし、日中は助産師1名以上配置できる。	
	③ 責任をもってサービス提供が行える。	
14食事提供	① 食事の提供ができる。	
	② 食品衛生に十分配慮している	
15場所	① 個別または集団で支援を行うことができる設備を有する。アからオまでの設備を有する施設である。または、近隣の他の施設において、本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある。(イ・ウについては、共有利用可)	/
	ア 利用者の居室	
	イ カウンセリング室	
	ウ 乳児保育室	
	エ 沐浴指導施設の確保ができる。	
	オ アからエまでの他、事業に必要な設備	

居宅訪問型の場合

居宅訪問型を実施する場合、記入してください。

項目	項目の基準、視点	確認欄 当てはまるものに✓を記入
16業務実施体制	① 産後ケア事業を管理する者(事業実施責任者)がいる。	
	② 責任をもってサービス提供が行える。	
17方法	① 利用者の自宅に赴いて、支援を行う手段がある。	<input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 公共交通機関 <input type="checkbox"/> その他 ()
	② 訪問時、安全面・衛生面に十分配慮できる体制がある。	